

○茨城消防救急無線・指令センター運営協議会特異な災害等に係る

出動指令に関する要領

〔平成27年9月1日〕
〔茨指運協第40号〕

(趣旨)

第1条 この要領は、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会消防通信等に関する規程(平成27年協議会規程第2号。以下「通信等規程」という。)第39条の規定に基づき、特異な災害等に係る出動指令について、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会消防通信等に関する要領(平成27年茨指運協第39号。以下「通信等要領」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、通信等規程において使用する用語の例による。

(PA連携指令の契機)

第3条 災害大区分がPA連携CPA又はPA連携支援となる災害に対する出動指令(以下「PA連携指令」という。)の契機は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) PA連携CPA 緊急通報の内容から、次に掲げる場合に該当すると認められるとき。

ア CPA(疑いがある場合も含む。)又は高度意識障害(JCSⅢ桁)である場合

イ 高エネルギー事故等による受傷である場合

ウ 胸痛又は呼吸困難者である場合

エ その他、センター長がPA連携CPAの必要があると認める場合

(2) PA連携支援 緊急通報の内容から次に掲げる場合に該当すると認められるとき又は指揮権限者から要請があったとき。

ア 2階以上又は地階での災害で、救急隊のみでは搬出困難である場合

(搬出可能なエレベーターが設置されている場合を除く。)

イ 傷害事件等による災害で、救急隊員及び傷病者を保護する必要がある場合

ウ イベント等での災害で、救急活動を支援する必要がある場合

エ 消防本部がPA連携支援の必要があるとあらかじめ指定するトンネル内(高速自動車道を除く。)での災害の場合

オ 狭あい又は交通量の多い道路、高所、低所等のため、消防本部がPA連携支援の必要があるとあらかじめ指定する場所での災害の場合

カ その他、センター長がPA連携支援の必要があると認める場合

(出動車両の変更等の要請)

第4条 指揮権限者は、必要があると認めるときは、PA連携指令により出動計画に基づき出動した車両の変更又は取消しを通信指令員へ要請することができる。

2 通信指令員は、前項の規定による要請があったときは、当該要請内容に応じた出動車両の変更又は取消しを行うものとする。

(指定する場所等の表示)

第5条 消防長は、第3条第2号オ及びカに規定する指定をしたときは、情報共有端末装置からセンター長が指定する方法により、指令台、指揮台及び無線統制台にて当該指定状況が表示されるようにしなければならない。

(ドクヘリ等の出動要請の契機)

第6条 ドクターカー（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項第1号の5に掲げる自動車をいう。以下同じ。）及びドクターヘリ（通信等要領第14条第1項に規定するドクターヘリをいう。以下同じ。）（以下これらを総称して単に「ドクヘリ等」という。）の出動要請の契機は、次の各号に掲げるときとする。

- (1) 緊急通報の内容からそれぞれ関係機関により定められた出動要請基準に明らかに該当すると認められるとき。
- (2) 指揮権限者から要請があったとき。

2 ドクターヘリを補完する県防災ヘリ（以下これを総称して単に「補完防ヘリ」という。）の出動要請の契機は、ドクターヘリが重複要請等により出動できないとき。

(ドクヘリ等の優先順位)

第7条 ドクヘリ等の出動要請におけるそれぞれの優先順位は、消防長が定める優先順位に従うものとする。

2 消防長は、前項に規定する優先順位を変更しようとするときは、あらかじめ、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会ドクターカー・ドクターヘリ優先順位変更報告書（別記様式）によりセンター長にその旨を報告しなければならない。

(ドクヘリ等の出動要請)

第8条 ドクヘリ等の出動要請は、それぞれ関係機関により定められた方法により行うものとする。

- 2 通信指令員は、ドクターカーの出動要請をしたときは、その旨を出動部隊に伝達するものとする。
- 3 通信指令員は、ドクターヘリ及び補完防ヘリの出動要請をしたときは、ドクターヘリ及び出動部隊間の相互通信が確保されるまで、必要に応じ消防通信を中継するものとする。

(ランデブーポイントの選定等)

第9条 消防長は、ドクターヘリ及び補完防ヘリのランデブーポイントについて、次の各号に掲げる区分に応じ、そのランクを決定しなければならない。

- (1) Aランク 次に掲げる条件の全てを満たすランデブーポイント又は次に掲げる条件の複数を満たし、かつ、使用頻度が高いランデブーポイント
 - ア 常時進入が可能であること。
 - イ 管理者等への連絡が容易であること。
 - ウ 安全確保が容易であること。
 - エ 散水が不要であること。

(2) Bランク Aランク以外のランデブーポイント

2 通信指令員は、ドクターヘリ及び補完防ヘリの要請を行うときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によりランデブーポイントの選定を行うものとする。

- (1) 出動要請基準に明らかに該当すると認められるとき Aランクのランデブーポイントのうち、災害点から直近となるランデブーポイントを選定する。

(2) 指揮権限者から要請があったとき 出動要請ごとに指揮権限者が指定するランデブーポイントを選定する。

3 通信指令員は、指揮権限者又はドクターヘリ及び補完防ヘリからランデブーポイントの変更の要請があったときは、ランデブーポイントの変更を行うとともに、新たなランデブーポイントを出動部隊、ドクターヘリ及び補完防ヘリに伝達するものとする。

(県防災ヘリの出動要請の契機)

第10条 県防災ヘリ（茨城県生活環境部防災・危機管理局消防安全課防災航空室（以下「防災航空室」という。）が運航する消防通信等要領第14条第1項に規定する消防防災ヘリをいう。以下同じ。）の出動要請の契機は、次の各号に掲げるときとする。

(1) 緊急通報の内容から茨城県防災ヘリコプター緊急運航要領（平成7年4月1日施行）に定める緊急運航の要請基準に明らかに該当すると認められるとき。

(2) 指揮権限者から要請があったとき。

(県防災ヘリの出動要請)

第11条 通信指令員は、県防災ヘリの出動要請をしようとするときは、茨城県防災ヘリコプター緊急運航要領に定められた方法により行うものとする。

2 通信指令員は、県防災ヘリの出動要請をしたときは、その旨を消防本部へ報告するものとする。

(予備情報の送信)

第12条 県防災ヘリの円滑な出動を補助するため、次表に掲げる災害区分である災害に関する出動指令の情報を、順次指令装置及びEメール指令設備により防災航空室へ送信するものとする。

災害種別	災害大区分	災害小区分
火災	林野	延焼あり
	航空機・小型	延焼なし
		延焼あり
	航空機・大型	延焼なし
延焼あり		
	危険・特別防災	延焼あり
救急	多数傷病者	交通事故
		集団事故
救助	水難事故	
	多数傷病者	交通事故
		集団事故
その他	応援	
高速救急	多数傷病者	交通事故
		集団事故
高速救助	多数傷病者	交通事故
		集団事故

(緊急運航以外の運航の要請)

第13条 防災訓練その他の緊急運航以外の県防災ヘリの運航の要請は、消防本部にて行うものとする。

2 消防本部は、緊急運航以外の県防災ヘリの運航の要請をしたときは、その旨をセンター長へ報告しなければならない。

(茨城DMA Tの出動要請の契機)

第14条 茨城DMA T（茨城DMA T運営要綱（平成20年1月10日施行）第1条に規定する茨城県の災害派遣医療チームをいう。以下同じ。）の出動要請の契機は、次に掲げるときとする。

(1) 緊急通報の内容から傷病者が概ね20名以上発生することが予想されるとき。

(2) 指揮権限者から要請があったとき。

(茨城DMA Tの出動要請)

第15条 通信指令員は、茨城DMA Tの出動要請をしようとするときは、茨城DMA T運用マニュアル（茨城県作成）に定められた方法により行うものとする。

2 通信指令員は、茨城DMA Tの出動要請をしたときは、その旨を消防本部へ報告しなければならない。

(多数傷病者災害への対応)

第16条 通信指令員は、災害大区分が多数傷病者となる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、指揮権限者から医療機関に関する次の各号に掲げる事項の確認（以下「収容確認」という。）の要請があったときは、消防本部が指定する主要医療機関に対し、収容確認を行うものとする。

(1) 医療機関名及び担当医師名又は連絡担当者名

(2) 傷病程度に応じた収容可能人数

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 収容確認は、高次医療機関から優先して行うものとする。

3 通信指令員は、収容確認を行ったときは、当該収容確認の要請を行った指揮権限者へその内容を報告するものとする。

(補則)

第17条 この要領に定めるもののほか、通信等規程の施行について必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

年 月 日

いばらき消防指令センター長 様

消防本部消防長

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会ドクターカー・ドクターヘリ優先順位変更報告書

ドクターカー及びドクターヘリの出動優先順位を次のとおり変更するので、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会特異な災害等に係る出動指令に関する要領第7条第2項の規定により次のとおり報告します。

優先順位	1	2	3	4	5	6
変更前						
変更後						